



Q 外国人労働者を雇用したいと思っています。しかし、当社は今まで外国人を雇用した経験がなく、どのような点に気を付けなければいいのかわかりません。相談窓口はあ

外国人雇用には特別ルールあるの？

A 外国人を雇用する場合は、まず「特別永住者」は届け出の対象があることを確認する必要があります。就労可能な在留資格については、鳥取労働局ホームページをご覧ください。

そして、外国人労働者の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などについて届け出ること（外国人雇用状況の届け出）が法律により義務付けられています。

届け出の対象となるのは、日本国籍がなく、在留資格が「外交」「公用」以外の外国人となることです。「特別永住者」は届け出の対象ではありません。届け出の方法については、該当する外国人が雇用保険の被保険者となるかどうかによって、使用する様式や届け出期限が異なります。

また、外国人の雇用管理に関する相談を無料で行っている外国人雇用管理アドバイザー制度もあります。詳しくは、近くのハローワークまたは鳥取労働局へ気軽に問い合わせてください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話0857-29-1708